

お知らせ

平成 27 年 4 月 1 日
宇部市上下水道局総務課 管財係

工事費内訳書の提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類（工事費内訳書）を提出するものとされました。

この法律改正に伴い、下記のとおり取り扱いますので、お知らせします。

記

1 対象工事

入札に付す全ての工事

2 様式

次のいずれかの様式とします。

- (1) 配布する「工事費内訳書」の利用
- (2) 任意様式

※記載内容は、設計書の本工事費内訳書に記載のある施工名称等に対応する数量、単位、単価及び金額とします。ただし、当面の間、レベル 2（土木系工事は工種、営繕系工事は科目）までの記載内容でも可とします。

3 提出方法

入札書の提出と同時に提出してください。

4 無効となる入札

- (1) 入札時に工事費内訳書が提出されていないもの
- (2) 入札時に提出された工事費内訳書に以下の不備がある場合
 - ア 商号又は名称並びに住所及び工事名が確認できないもの
 - イ 代表者印の押印がないもの
 - ウ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計が、工事価格及び入札書記載の金額と同額でないもの
 - エ その他明らかな不備があるもの

5 その他

再度入札で落札した場合の工事費内訳書の提出は不要とします（低入札価格調査制度の対象工事は除きます。）。

6 施行日

平成 27 年 4 月 1 日以降公告、公募又は指名の通知をする工事から適用します。